

《本 所》

〒699-2511 大田市温泉津町小浜イ 308 - 6
TEL (0855)65-1110 FAX (0855)65-2346
E-mail : gin-road@kind.ocn.ne.jp

《経営支援センター》

〒699-2301 大田市仁摩町仁万 837 - 1
TEL (0854)88-2513 FAX (0854)-88-4077

「銀の鳥プロジェクト」を開催しました

10月22（日）に瀬摩高校、銀の道商工会青年部の共同企画によりゆのつ「やきもの祭り」を会場に、地域を盛り上げる企画として「第3弾 銀の鳥プロジェクト in やきもの祭り」が開催されました。当日は、晴天に恵まれ、瀬摩高生が販売実習に臨み、地元住民の方や観光客にご来場いただきました。瀬摩高校のビジネス系列の生徒5人が授業の一環で仕入商品を考え企業と交渉し、全国の有名店から仕入れた浜守の塩、源氏巻、梅干し、駅弁を充実させて元祖かに寿司をはじめ、桃太郎の祭ずし、鳥取牛弁当など販売し大盛況でした。（^。^）



こども駄菓子屋 in 温泉津・湯里を開催しました

7月8日（土）に温泉津神楽小屋にて温泉津小学生と10月22日（日）に湯里まちづくりセンターで湯里地区小学生と女性部がコラボして『こども駄菓子屋』を開催しました。このコラボは、女性部が温泉津温泉夏祭りにて『こども駄菓子屋』を出店し好評を受け事により子供達より依頼があり実現したイベントです。両日共、事前に『商売とは？』のノウハウを女性部員より教わり、子供達で仕入物の選定から価格設定（女性部員は助言を行いました）ポスターやポップを作成しましたよ。子供達はとても積極的に活発的に自分達が作ったこども駄菓子屋を楽しんでいました。ご協力頂いた参加者の皆さんありがとうございました。次は仁摩地区でも開催出来たらいいですね。是非、ご要望を！！お待ちしております。



安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金に不安を感じたら

無理のない月額で
積立をしたい

制度の特長

- 1 経営者のための**退職金制度**
- 2 掛金は**全額所得控除**
- 3 受取時も**税制メリット**

他にもこんな特徴があります。

- 月々の掛金は1,000円から
- 契約者貸し付けの利用が可能
- 共済金の受給権は差押禁止

※ 詳しくは、ホームページまたは
パンフレットをご覧ください
共済相談室 TEL. 050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00~17:00

経営者のための
退職金制度です!

令和5年9月からオンライン手続きスタート

ご要望の多い一部の手続きについて
オンライン手続きが出来ます。新規
加入、掛金払込証明書の電子交付、
掛金月額を増額減額、氏名・住所等
の変更 など

小規模企業共済制度の詳細内容は

2次元コード又はホームページから
ご確認ください。

小規模共済

検索



Be a Great Small.
中小機構



2023.9

確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。

島根県 最低賃金

令和5年
10月6日
から
時間額

904円

前年比
47円
UP

告知

新年
互礼会

令和6年
1月4日
木曜日

13:30~

子育てしやすい 職場づくりに 取り組む企業を 応援します

事業者の皆様へ



子育てしやすい職場づくり奨励金

奨励金

10万円 [1制度導入] 上限 20万円

次のアイの制度を令和2年4月1日以降に導入し、令和5年度内に一定の利用実績があること

ア 時間単位の有給休暇制度

〈対象〉18才までの子どもがいる労働者
〈実績〉対象者1名が合計8時間取得

イ 育児短時間勤務制度の育児対象拡大(小学6年生以下)

【代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】
〈対象〉3才以上小学6年生以下の子どもがいる労働者
〈実績〉対象者1名が合計20日間利用

・申請期限:支給要件を満たした翌日から6カ月以内

※奨励金の用途に定めはありませんので、就業規則作成費用などにも活用していただくことができます。

主な要件

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

対象事業所 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等)

出産後の 職場復帰に 取り組む企業を 応援します

出産後職場復帰奨励金

〔令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合〕
労働者30人未満の事業所、かつ 初めて本奨励金を申請する事業所の場合

20万円/人

左記以外の常勤労働者 50人未満の事業所

10万円/人

主な要件

- ・育児休業を3ヶ月以上取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと
- ・申請期限:支給要件を満たした翌日から6カ月以内

〔令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合〕

育児休業17か月以上

育児休業3か月以上 17か月未満

育児休業3か月未満 または産休のみ

40万円/人

20万円/人

10万円/人

主な要件

- ・産前産後休業または育児休業を取得し、職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること
- ・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・労働者の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと
- ・申請期限:支給要件を満たした翌日から1年以内

働きやすくて子育てもしやすい職場がうれしいね!



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651 | 島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590